

令和4年度第12回
杉並区農業委員会 総会

令和5年3月23日（木）

1. 開催日時 令和5年3月23日(木)午後3時30分から4時30分

2. 開催場所 杉並区産業振興センター会議室

3. 出席委員(10人)

会長	12番	本橋	成一			
会長職務代理	10番	田原	良規			
委員	2番	秦	孝良	7番	野田	一郎
	3番	井口	明	8番	坂井	雄治
	4番	原田	映史	9番	小野	実
	6番	鈴木	宗孝	11番	原	修吉

4. 欠席委員(2人)

委員	1番	小美野	正義	5番	飯田	幸弘
----	----	-----	----	----	----	----

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	金澤	潤一
事務局次長	松本	智之
事務局書記	西本	邦彦
	榎本	陽介
	渡辺	泰任

6. 議事日程

【協議事項】

- 1 令和5年度杉並区農業委員会活動指針(案)について
- 2 令和5年度農業委員会の最適化活動目標について
- 3 納税猶予の特例適用農地等該当証明について(非公開)
- 4 引き続き農業経営を行っている旨の証明について(非公開)
- 5 情報公開及び個人情報保護制度における窓口業務等の補助執行について

【報告事項】

- 1 農地法第4条・第5条届出書受理の専決処理について(非公開)
- 2 農地の権利移動について(非公開)
- 3 その他

7. 議事

- 事務局長 それでは、令和4年度第12回農業委員会総会を開始したいと思います。本日は協議事項が5件、報告事項がその他を含めて3件ございます。議事進行にご協力のほど、よろしくお願いいたします。本日の署名委員は、秦委員と井口委員です。欠席委員は、小美野委員と飯田委員です。では、協議事項に入ります。議事進行を議長にお渡ししますので、よろしくお願いいたします。
- 議長 それでは、協議事項に入ります。1番、令和5年度杉並区農業委員会活動指針（案）について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局長 資料1をご覧ください。令和4年5月20日に、農業経営基盤強化促進法等の一部改正が成立し、そのなかで、農業委員会法が改正され、同法第7条の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めることが義務化されました。例年、4月の農業委員会で杉並区農業委員会活動計画案をお諮りしておりましたが、農林水産省より本年3月末までに最適化指針を策定することが求められていることから、国などの意見を踏まえて、事前に委員の皆様からご意見をお伺いした上で、資料1のとおり、最適化指針を盛り込んだ杉並区農業委員会活動指針の案を作成しました。長くなりますが読み上げさせていただきます。
- 杉並区農業委員会は、様々な農業振興策を通じて地域農業の活性化を進めるとともに、都市農業に対する理解の促進に努めてきた。さらに、農地法等の所掌事務及び農地の保全と利用促進のための諸制度について啓発・推進に努めてきた。今後もこれまで取り組んできた都市農業振興のための関係法や施策の普及・推進及び地域住民との連携を強化するとともに、国など行政機関への意見提出や農業者への的確な情報を伝え意見を集約する活動、都市農地貸借円滑化法の活用による適正な農地管理の推進に向けた活動を重点に置き、当農業委員会として下記のとおり活動指針を定めることとする。次に1指針策定の視点ですが、区では、基本構想に基づく総合計画及び実行計画を定めている。当委員会としては、更なる都市農業の維持・発展につながるよう、実行計画に定められている「都市農業の支援と保全」の実現や産業振興計画の実現に向けて協力していく。さらに貸借の活性化など農地保全に向けた取り組みを行う農業関係団体と連携するとともに、関係法令等の改正について

農業者への啓発活動を徹底する。次に2 活動計画等です。(1) 啓発・普及活動は、①区内農業の実態を踏まえ、新たな営農支援策の検討・助言を行う。②認定農業者制度の周知促進や認定件数を増やす活動を行う。③杉並産農産物を周知するため、農産物直販マップやのぼり旗、野菜袋等の啓発グッズ、また農業者個人に焦点をあてた農業情報誌「杉並農人」を活用したPR活動に協力する。④JA、他の自治体とも連携し、都市農業の重要性をPRする。次に(2)農地等の利用の最適化の推進ですが、①生産緑地法及び関係税制の改正について重点的な啓発を行うとともに、生産緑地制度のPR活動を行う。また、平成6年以降に指定された生産緑地の特定生産緑地の指定に向け、関係部署と連携し個別勧奨を実施する。②生産緑地や相続税納税猶予制度適用農地について、農地利用状況調査等により営農状況を的確に把握し、適正管理の徹底に努める。③農業委員の日常活動について、「農業委員活動記録カード」を有効に活用し、記録の徹底に努める。また、活動記録カードの問題事例を協議し共通認識を深め問題解決を図る。④都市農地貸借円滑化法に基づく貸借及び納税猶予制度の対象となる特定貸し付けについて、JA等関係機関・団体と連携し、周知を図るとともに、現に農業継続が難しい農業者への対応に止まらず、将来の担い手の状況を予測して認定都市農地貸付けを地域に普及するなどの農地保全活動を重点に展開していくとしています。(3)遊休農地の発生防止に関する目標および評価方法は、上記(2)を通し、引き続き、遊休農地の発生防止に取り組む。遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとするとしております。次に(4)企業的農業経営と担い手の育成・支援ですが、①農業経営の発展と経営者育成のため、都や農業会議等で実施する各種育成事業への積極的参加を図る。②地域や農業類型別に組織された企業的農業経営集団は、杉並区の農業を担う要である。これからも地域の期待に応えられる集団として指導・育成する。③農業者の営農意欲を高め、農業者と区民との交流を深める貴重な機会である農業祭において、農産物品評会を共催し、入賞者等を表彰する。④顕彰事業のア、企業的農業経営を実践する先

進農業者と杉並農業の発展のための推進力となる農業後継者を農業祭式典において表彰する。イ、農業関係功労者の表彰について、農協の協力を得て候補者を選定する。(5) 調査・情報提供活動等については、①区内農業の実態把握のため、農業経営実態調査を実施し、区内農業の状況、農業者の意向等を確認する。②農業委員会活動の理解を深める「農業委員会だより」を発行する。③生産緑地法や都市農地の貸借の円滑化に関する法律の改正等生産緑地を巡る情勢の変化について情報を収集し、的確な対応をはかるとしてまいります。

以上となります。なお、主な変更点としましては、全面市街化区域の農業委員会において、「遊休農地の発生防止・解消」の目標について、活動指針に追加することが義務化されたため、項目として遊休農地の発生防止に関する目標および評価方法を追加させていただいているところでございます。私からの説明は以上でございます。

○議長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、既に開催通知と同封する形で皆様に意見を伺っているところです。このような形で来年度も活動していきたいということです。いかがでしょうか。

○原委員 　(5)の③、生産緑地法や円滑化法等の改正とありますが、円滑化法は改正されていないので、生産緑地法の改正や円滑化に関する法律等をというような記載に変更してください。

○事務局長 　ありがとうございます。

こちらでも気づいた点がありまして、こちらでお示ししておいて恐縮ですが、(4)の④のイで農協とありますが、JAという言葉と農協という言葉が混在しているので、JAに統一させていただきたいと思っております。

○議長 　ほかに何かありませんか。よろしいですか。

(農業委員 了承)

○議長 　この形で決定したいと思います。

続きまして、協議事項2番、令和5年度農業委員会の最適化活動目標について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局長 　資料2、農業委員会による最適化活動の推進等についてご覧ください。

こちらは農林水産省から発出されたこの通知を基に、新たに令和5年度最適化

活動の目標案を設定し取り組むこととなります。

なお、通知の3ページ目の枠内に記載しているとおり、3月までに目標を設定し、4月末までにインターネット等の方法により公表することになってございますので、資料2-2、令和5年度最適化活動の目標の設定等につきまして、本日ご審議、ご決定いただければと考えてございます。

それでは、資料2-2をご覧ください。

こちらは、書式に合わせて例年どおり作成をさせていただいているところでございます。1ページ目のI番、農業委員会の状況は2つ項目がありまして、1 農業委員会の現在の体制、2 農家・農地等の概要になります。こちらは、農林業センサスに基づき記載はさせていただいております。続いて、II最適化活動の目標ですが、中段に(2)遊休農地の解消という項目がございます。①の現状及び課題の欄ですが、引き続き遊休農地がゼロとなるよう、所有者の意識向上に努めるということを記載させていただいております。次に2最適化活動の活動目標についてですが、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標につきましては、1人当たりの活動日数は、令和4年度と同様に6日とさせていただいております。

なお、当区においては全面市街化区域のため、記載が不要とされている箇所につきまして、斜線を入れて資料を作成しているところでございます。私からは以上です。

- 議長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご質問等ありますでしょうか。
- 職務代理 　活動目標について月6日ということは、6枚活動カードを出すということでしょうか。
- 事務局 　よろしく申し上げます。
- 議長 　ほかによろしいですか。
　　(意見なし)
- 議長 　では、ご協議いただいた内容で決定したいと思います。
　　続きまして、協議事項3番、納税猶予の特例適用農地等該当証明について、事務局よりご説明をお願いします。
- 事務局長 　(照会人、照会内容、照会年月日、相続人の氏名・住所、該当生産緑地の地番について説明)

(協議)

○議長 それでは、証明書を発行するという事で決定いたします。
続きまして協議事項4番、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、
よろしくお願いたします。

○事務局長 (事務局長より該当者名、住所、特例適用農地の地番について説明)
(協議)

○議長 では、証明書を発行するという事で決定いたします。
続きまして協議事項5番、情報公開及び個人情報保護制度における窓口業務
等の補助執行について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局長 資料8をご覧ください。こちらは、農業委員会の事務局側の話になってしまい、
大変恐縮ですけれども、能率的事務、地方公共団体の一体的行政運営の確保
を図るため、現在、委員会の権限の一部である情報公開及び個人情報保護制
度における窓口業務等を区長の補助機関である職員に補助執行させています。
今回、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、地方公共団体の個人
情報保護制度について、今までは個別の条例で規定されていたところを全国
的な共通ルールが規定され、地方公共団体は法律の範囲内で、必要最小限の
独自の保護措置を設けることができるということになりました。これを受け
て、第1回杉並区議会定例会におきまして、4月1日に施行される杉並区個人
情報の保護に関する条例というものが議決されました。補助執行の根拠と
なる法律、条令が新設されたこととなりますので、改めて情報公開及び個人
情報保護制度における窓口業務等を区長部局に補助執行をさせる必要があり
ます。具体的な手続としましては、農業委員会から資料8にある文書のとおり、
区長に協議文を送付して、区長から同意をもらう旨の回答文をもらう形
になります。補助執行をさせる事務としましては、資料8の項目1の(1)
と(2)に記載の事務となります。こちらに関しては、事前に情報公開及び
個人情報保護制度における窓口業務等の所管にも確認をして、該当する事務
を列挙させていただいております。なかなか文言など分かりづらい点もある
かもしれませんが、この内容で協議文を送付することをご協議いただきます
ようよろしくお願いいたします。添付しております資料8-2、8-3、8-4
につきましては、協議文に記載の条項、法律を参考に添付をさせていただ

ております。私からは以上となります。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、以前も補助執行していたものについて、改めて補助執行の手続を踏むとのこと。このような協議文を送付するということですが、いかがでしょうか。何かご質問等ありますでしょうか。

○原委員 もうこれは決まりものだから、いいのではないですか。
(農業委員 了承)

○議長 よろしいでしょうか。では、今協議いただいた内容で決定したいと思います。なお、今後の表現の精査等につきましては、私、会長に一任いただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に報告事項に入ります。1番、農地法第4条・第5条届出書受理の専決処理について、お願いします。

○事務局長 (「農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理通知書発行」4件について、届出年月日、譲受人、譲渡人を報告、また、担当委員より現地の様子について説明)

○議長 それでは、報告のとおりご了承願います。

続きまして報告事項2番、農地の権利移動について、お願いいたします。

○事務局長 (事務局長より農地の権利移動について、譲受人の住所・名前、譲渡人の住所・名前、土地の所在地について報告)

○議長 それでは、報告のとおりご了承願います。

続きまして、報告事項3番、その他の報告事項について、お願いいたします。

○事務局 令和4年度行政視察日程についてご連絡いたします。開催通知に出欠票を同封させていただきましたが、出席の方々につきましてはD a i w a 荻窪タワーの1階ロビーに13時50分に集合していただければと思います。14時前後に出発いたします。車は2台確保しておりますので、半々に分かれて乗車していただければと思います。

最初にトミー倶楽部さんの体験農園を視察して、そこから岡部農園さんに向かう予定です。D a i w a 荻窪タワーで解散という流れになります。

次に5月、6月の農地パトロールについてです。みどり公園課に確認したところ、来年度に特定生産緑地にのるところは1件のみということでしたので、後日担当委員様、会長等に日程等を個別に調整させていただきますので、よ

ろしくお願いします。

続きまして、援農ボランティアの募集についてです。東京都農林水産振興財団の青空塾を利用し、援農ボランティアの養成講座を来年度から開催する予定となっております。4月15日号の杉並区の広報に募集の記事を掲載させていただき予定となっております。詳細を調整する中で、委員の方々にご協力いただきたいことがあり、連絡等させていただくこともあるかもしれません。その際はよろしくお願いたします。以上です。

○事務局長 私からも報告させていただきます。

1点目ですが、現在、農業委員の改選のほうを進めているところですが、募集が終了しました。ホームページにも掲載をしているところですが、推薦を受けた方が12名、個人で応募されてきた方が7名の合計19名の申込みがあったことをご報告いたします。

2点目ですが、まだ名称は仮称ですが井草に区民農園が新たに1園開設される予定です。令和5年10月目途に開設ができればということで、今進めているところですが、今後、特定農地貸付規程を改正する必要がありますので、改めて総会にてご審議いただくことになるかと思いますが、その際にはよろしくお願いたします。私からは以上です。

○井口委員 生産緑地に区民農園開設というのは、今までないのですか。

○事務局長 南荻窪区民農園はもともと生産緑地でなかったのですが、令和2年に指定を受けております。

○井口委員 今回は、はじめから生産緑地の畑にて開設ですか。

○事務局長 そうです。もともと生産緑地の畑を借りるということです。

○井口委員 体験農園のライバルができますね。

援農ボランティアについて青空塾というのは東京都でやっているものですか。それを、杉並区広報で募集するよということですね。

○事務局 そうです。募集を区で行い、講義とかは東京都財団でやってくれるのですが、実地研修は区内農地さんのもとで行います。

○原委員 よりボランティアの応募を増やすなら、例えばですが、農家の皆さんの自動販売機のところなどにチラシを貼ってもらうとか、地元の野菜に興味のある人の目に触れるような工夫をしてみてもいいですか。

- 事務局 ありがとうございます。募集の周知について工夫してみたいと思います。
- 議長 他に報告事項など何かありますか。
- 井口委員 時間がないところすみません。皆様のご意見を伺いたいのですが、体験農園の畑で困っていることがあります。この時期、風が吹く畑の土ぼこりがすごいということで、それが原因だと思うのですが、畑にガラスの破片やビスを大量に投げ入れられました。どこに相談していいか分からなかったので、環境課と警察にも相談したのですが、何かいい意見があったら教えていただきたいと思います。
- 事務局 杉並区には防犯パトロールがあります。対処的な話ですけれども、周辺の見回りを強化できるか確認します。
- 井口委員 昨日は、環境課の方が来て、色々な案をいただきましたし、今日も事務局から2～3枚張り紙をもらえます。
- 原委員 それは、ほこりが原因ということなのですか。
- 井口委員 分らないです。ほこりじゃないかと。
- 小野委員 うちは、ほこりで文句言われたことはまだありません。
- 原委員 特に春は、風が強いから。
- 井口委員 そうなんですよ。これから植付け終われば、ないのでしょうが。
- 野田委員 一時的でしょう。
- 井口委員 一時だけなんですけれどもね。今日、張り紙をいただいて、貼ってみて、またひどくなるようだったら、警察と相談しようかなと思っています。あとは防砂ネットの設置ですね。また何かいい案あったら教えてください。よろしくをお願いします。
- 議長 よろしいですか。
では、次回の開催日時について確認したいと思います。
(4月26日の水曜日、午後15時から、場所は産業振興センター会議室で実施予定)
- 議長 それでは、以上をもちまして、令和4年度第12回の総会を終了いたします。
ありがとうございました。